

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四六
  - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四六
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四六
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四六
  - 保安林の指定施設要件を変更する旨届出があった件 四六
  - 保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする森林所有者等が所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件 四六
- 公 告**
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四六
  - 福 島 県 警 察 本 部 四六
  - 落札者を決定した件三件 四六

## 告 示

### 福島県告示第六百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年八月二十四日

名 称	福 島 県 知 事
所 在 地	内 堀 雅 雄
指 定 年 月 日	

医療法人社団新生会 佐藤 医院	会津若松市西栄町二二二七	平成三〇年六 月一六日
みどり薬局	相馬市中村字曲田二一四	同 月一日

(社会福祉課)

### 福島県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地
変 更 前	相馬市中村字荒井町三四
変 更 後	
荒川耳鼻咽喉科医院	みみはなのど荒川ク リニック

(社会福祉課)

### 福島県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団新生会 佐藤	会津若松市西栄町二二二七	平成三〇年六

病院				月一五日
みどり薬局		相馬市中村字曲田一一四		同 年五 月三一日
千寿堂薬局	たむら店	田村市常葉町西向字米粉原三一		同 年七 月二四日
すわん薬局	原町店	南相馬市原町区東町一丁目七一一三		同 年四 月二八日
なみえ薬局		双葉郡浪江町幾世橋字知命寺一一三		同 年三 月二一日

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 裕一	田村市船引町堀越字早坂一二五一一三	もりの接骨院	田村市船引町堀越字下牡丹七二	平成三〇年六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観

光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイトタウン田島 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三五番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月二十四日から同年九月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイトタウン田島 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三五番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字澳田字北向乙二二一の一から乙二二一の六まで、乙七七〇から乙七八六まで、字向山乙一二二から乙一二六まで、乙一四二、乙六九七、乙六九八の七から乙六九八の一まで、乙六九八の一三から乙六九八の一八まで、乙六九八の二〇から乙六九八の二八まで、乙六九八の三〇から乙六九八の三九まで、乙六九九、字

家ノ入乙一四三から乙一七三まで、乙一七四の二から乙一七四の八まで、乙一七五から乙二〇六まで、乙二〇七の二から乙二〇七の八まで、乙二〇九から乙二二〇まで、乙七〇〇から乙七二四まで、乙七二五の二から乙七二五の四まで、乙七二六から乙七三四まで、乙七三五の二から乙七三五の四まで、乙七三九の二から乙七三九の八まで、乙七四一の二から乙七四一の七まで、乙七四二の二から乙七四二の三まで、乙七四三から乙七五四まで、乙七五五の二、乙七五五の三、乙七五六から乙七六四まで、乙七六五の二から乙七六五の四まで、乙七六六、乙七六七

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 安田藤次郎 伊藤力男 櫻井香 菅家義男 吉田晴好 高橋龍之輔 今井吉勝 佐藤勇夫 佐藤捨夫 作山一郎 作山五郎 作山平藏 柿沼未喜 蛭田勝義 秋山弘 小野要之助 穂積多門 草野政長 池田一男 中村利一 鉄兼藏 稲村三男 稲村儀一 稲村庄兵衛 八島榮 綿引信弘 緑川仁一 緑川力男 緑川博 緑川好美 緑川幸一 緑川正人 緑川清 緑川良平 緑川進一 緑川隆治 鈴木マサ子 鈴木勝美 鈴木好司 鈴木昌次 いわき市田人財産区 緑川兵部 緑川兵部 緑川隆治 緑川力男 緑川進一 緑川力男 緑川好美

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

(森林保全課)

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第四百七号)によること。  
(森林保全課)

福島県告示第六百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 馬場源久 馬場高義 馬場啓 馬場正名 馬場マス子 日黒丑雄 星秀明 栗城敏郎 馬場辰義 星美代子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第七百八十八号)によること。  
(森林保全課)

福島県告示第六百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 星嘉吉 星梅次 星美男 星宗次郎 山神社 星清一 星梅次 星美知子 星嘉吉
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第八百四号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
星亮 星英男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
渡部信義 星久四

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年福島県告示第四百八十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
馬場市雄 渡部卓司 馬場幸次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百八十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
星甚八 星サミ 湯田国春 星谷次 星庄一 星久一 星敦雄 星亨治 星一盛 勇吉 星留久 星嘉工門 湯田大三郎 星六佐 湯田嘉春 星徹 盛ユキ子 星又一 星繁康 星功 星隆 星マサ 星トシ 星幹雄 星一正 星ミツノ 飯島ハル子 星芳充 星久之 星嘉工門 星政雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第九百三十二号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成三十年八月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県警察本部

(農業総合センター)

登録番号 (福島県)	766
肥料の 種類	炭酸カ ルシウ ム肥料
肥料の 名称	土壌灌 注用石 灰質肥 料
保証成分量 (%)	アルカリ分
その他 の規格	その他 の制限 事項お よび規 格のと おり。
氏名又 は名称	白石カ ルシウ ム株式 会社
住所	大阪市 北区同 心二丁 目10番 5号
更新し た登録 の有効 期限	平成36 年9月 19日

## 福島県警察本部公告第80号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月24日

福島県警察本部長 松本 裕之

- 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
福島県警察本部交通管制センター上位装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 落札者を決定した日  
平成30年6月21日
- 落札者の氏名及び住所  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 落札金額  
384,873,120円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年5月8日

(会 計 課)

## 福島県警察本部公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務

規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月24日

福島県警察本部長 松本 裕之

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
指掌紋情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
364,305,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年5月8日

(会 計 課)

### 福島県警察本部公告第82号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月24日

福島県警察本部長 松本 裕之

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
交通事故総合管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額  
61,339,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月15日

(会 計 課)